

毛産発第 601号
令和8年2月13日

毛呂山町監査委員 様

毛呂山町農業集落排水事業
毛呂山町長 井上 健次



例月出納検査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1月実施例月出納検査における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項

支出事務について

農業集落排水事業会計において、令和7年6月30日まで申告すべき消費税の確定申告書の提出手続きの事務誤りにより、無申告加算税が賦課決定され、令和7年12月10日に加算税を支払いをしていることが証票書類確認時に判明した。

事務手続きの重要性を再認識するとともに、チェック体制を整え、適正な事務執行及び再発防止に努められたい。

改善措置状況

確定申告処理が完了したことを確認するため、処理終了後にe-Taxシステムの完了通知を担当でダブルチェック後、決裁処理を行います。

なお、次回からは審査結果の正常受信確認をe-Taxホームページにて行うこととします。

今回、事務手続きの重要性を再認識し、誤りを繰り返さないよう日頃から確実に事務の遂行に努めます。